

龍谷大学法学部 メンターシッププログラム Mentorship Program

since
2019

You,
Unlimited



社会人メンター募集

龍谷大学法学部では2019年4月、「龍谷大学法学部メンターシッププログラム」を創設しました。このプログラムは、本学法学部卒業生を中心とする社会人メンターが、メンティーである本学部学生(大学院生を含む)に対してキャリア形成に関する助言を行ったり、ライフコースをめぐるさまざまな相談に応えたりする制度のことです。

あなたも、これまで社会人として培ってきたキャリアや経験を活かして、龍谷大学法学部生をサポートする社会人メンターになりませんか？ 本学法学部や他学部の卒業生であれば、社会人メンターになるための特別な資格というものはありません。特別なスキルも必要ありません。会社員、自営業、アルバイト、公務員、教員、主婦(夫)、契約社員などなど、社会人としての経験をお持ちの方であれば、どなたでもご応募いただけます(ただし、簡単な書類審査があります)。学生との何気ない対話や交流を通して、学生の成長を後押ししてみませんか。積極的なご応募をお待ちしています。

(詳細については、裏面をご参照ください。)

<https://www.law.ryukoku.ac.jp/>

■メンタリングについて

「メンター」(mentor)とは、指導者、助言者、相談相手、師匠などを意味します。これに対して、メンターから助言を受ける者を「メンティー」(mentee)と呼びます。そして、メンターがメンティーに対して行う助言指導や両者の間の交流のことを「メンタリング」(mentoring)といいます。龍谷大学法学部メンターシッププログラムでは、本学法学部卒業生を中心とする社会人をメンター、在学生をメンティーとし、以下の3種類のメンタリングを実施します。

種類	概要
①個別メンタリング	メンター（社会人）とメンティー（学生）が1対1の形式で面談を行います（おおむね1時間程度を想定）。
②メンターラウンジ	決められたテーマについて、数名のメンターと10名程度のメンティーがグループディスカッションを行います。
③メンターフェア	メンターが一人ずつテーブルに座り、メンティーが関心のあるメンターの話聞きます。学生はテーブルを自由に移動することができます。

■募集概要

応募資格	以下のいずれかに該当する社会人経験を有する者 ①本学法学部卒業生 ②本学法学部以外の学部の卒業生 ③その他、本学法学部メンターシップ委員会が特に認める者
任期	委嘱日から2022年3月31日までの期間
謝礼	メンター活動1回につき6,000円（交通費を含む、税込み）を支給します。
名称使用	社会人メンターに登録された方には、「龍谷大学法学部メンター」という名称を使用していただけます。
審査	メンター登録の際には、簡単な書類審査があります。採用された方には、委嘱状を後日送付します。

■登録方法

龍谷大学法学部メンターとして活動していただくためには、登録が必要になります。ご興味のある方は、以下までご連絡ください。メンター登録に必要な書類を郵送またはメールでお送りします。

問い合わせ先

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67
龍谷大学法学部 メンターシップ事務局(法学部教務課内)
担当 川見・松井
TEL: 075-645-7896
E-mail: law.mentorship@ad.ryukoku.ac.jp